

甲南大学法科大学院入学試験問題について
－ 2017年一般入学試験（後期募集2月19日）－

試験科目：刑事訴訟法

1. 出題趣旨

問題（1）：勾留中の被疑者を例に，弁護人選任権者は誰か，39条1項の接見交通権を行使できるのは誰かを明示すること，2項と3項で接見交通権に制約が課されることについて，基本的な法令と判例にそって解説すること。問題（2）：訴因変更の限界について，「公訴事実の同一性」とされる法概念を判例にしたがって説明すること（特に，社会的自然的事実が同一である一方，検察官の構成する旧訴因と新訴因の関係は，一方で処罰すれば他方では処罰できない非両立の関係にあるかないかを摘示することが重要である）。問題（3）書面の内容だけでなく，書面の存在の態様も犯行態様の認定に関わるときには，証拠物たる書面としての取調べを実施することとなる。かかる場合の立証趣旨についても「書面の記載内容とその存在」といったものである必要がある。

2. 採点実感

全般的に的確な解答が多かった。問題（1）では，「捜査の必要」に関する判例の摘示などは概ね良好であり，適法違法に関する判断基準の学習については比較的よくできている。問題（2）は，いわゆる公訴事実の同一性概念の解釈適用について，判例の趣旨が理解されているか問うものであったが，自然的社会的にみて同一の犯罪といえる事実を問題にしていること，検察官の主張である訴因を比較したときに，一方の犯罪で処罰すれば，他方の犯罪でも処罰することが二重処罰になって許されないという意味で，訴因が非両立であること，このふたつの基準は概ね摘示しており，全般に良好な解答となっている。問題（3）は，証拠物たる書面（脅迫状の存在と内容）を証拠とする上で，①証拠能力の要件，②証拠調請求手続，③実際の証拠調べの方法（朗読し展示すること）が問題となるが，いずれの解答もいずれかの側面を主にしながらまがりなりにも概ね的確な説明をしていた。

3. 学習の指針

法科大学院の既修者として入学する以上，上記の手続の基本的知識はある程度身につけている必要がある。刑事訴訟法は，「手続の流れ」と各場面での裁判所，裁判官，検察官，弁護人，捜査機関の役割をしっかりと押さえる学習が不可欠である。概説書を使って，正常な手続の流れをつかみ，その上で論点を掘り下げていく学習を加えていくべきである。